

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 21 日現在

機関番号：36301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730131

研究課題名(和文) 19世紀ドイツ自由主義の政治構想：主権概念の定位をめぐる知的格闘の系譜

研究課題名(英文) German Liberalism in the 19th Century

研究代表者

遠藤 泰弘 (ENDO, Yasuhiro)

松山大学・法学部・教授

研究者番号：30374177

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：従来必ずしも本格的な研究対象とはされてこなかった、19世紀から20世紀初頭にかけてのドイツ自由主義の系譜を跡づけ、英仏の議会主義との対比でドイツ自由主義を否定的に評価する従来の支配的な研究視角を修正し、ドイツ自由主義の政治構想を新たな政治モデルの一つとして評価できることを示した。

具体的には、フーゴー・プロイスの「主権なき国家論」を、オットー・ギールケの仲間団体的国家論の完成型と位置づけられることを示した。

研究成果の概要(英文)：This research aims to investigate the development of the German liberalism from the second half of the 19th century to the beginning of the 20th century. It proves that man can interpret the political theory of Hugo Preuss as an excellent refinement of that of Otto Gierke. This suggests a revision of the conventional negative estimate of the German liberalism in the 19th century.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：ドイツ政治思想史 政治学 ドイツ自由主義 主権 ギールケ プロイス ワイマール憲法 ドイツ公法史

1. 研究開始当初の背景

これまでのドイツ政治思想史研究においては、19世紀ドイツの穏健な自由主義国家論の系譜を跡づけるという取り組みはほとんどなされてこなかった。従来の支配的な研究視角、すなわち「三月革命前後に花開いた数々の自由主義思想が『革命の失敗』とビスマルクによる『上からの統一』の前に撤退を余儀なくされ、その後、第二帝政の崩壊を待ってワイマール期に不十分な形で再び盛り上がるものの、最終的にナチス第三帝国という破滅へ至る」という枠組みのもとでは、19世紀ドイツの穏健な自由主義国家論の系譜は魅力的な研究対象とはならなかったのである。

このような枠組みをめぐり、政治史の分野では当時の実情に即した政治過程の解明がなされ、脱イデオロギー化が進展している(G. イリー、D. ブラックボーン、T. ニッパード、飯田芳弘)が、この点で政治思想史の分野はやや立ち遅れている。それに対して、当時の政治体制を支えた同時代人による政治秩序構想をそれ自体として理解するという取り組みにおいて一歩先んじているのは、ドイツ公法史の分野である。ここでの研究対象は、長らく P. ラーバントや G. イェリネックといった当時の支配説が中心であったが、近年ではギールケやプロイスの国家論をも対象とした優れた研究が出されている(C. Schönberger, *Das Parlament im Anstaltsstaat: Zur Theorie parlamentarischer Repräsentation in der Staatsrechtslehre des Kaiserreichs (1871-1918)*, Frankfurt a. M. 1997)。シェーンベルガーの研究は、北ドイツ連邦からワイマール共和国にかけての代表的な国家学者・国法学者の政治秩序構想を丹念に跡づけた注目すべき研究であるが、「ワイマール共和国の破滅は、三月前期以来、議会制を歪んだ形でしか理解できなかったドイツ自由主義において運命づけられていた」として、ギールケやプロイスを含めた三月前期以来のドイツ自由主義国家論の伝統を総体として切り捨ててしまう点で従来の研究視角の枠内にとどまっている。しかし、シェーンベルガーがモデルとする英仏の議会主義モデル自体が完全無欠の政治秩序構想であったわけではなく、また、三月前期以来のドイツ自由主義国家論は、ひとまとめにして一刀両断してしまうにはあまりにも豊富なバリエーションを持っていたはずであり、シェーンベルガーの解釈は少なくとも一面的である。

2. 研究の目的

本研究は、これら従来の研究成果を踏まえて、ゲオルグ・ベーゼラー(1809-1888)、オットー・ギールケ(1841-1921)、フーゴ・プロイス(1860-1925)の自由主義国家論を跡づけ、ギールケ国家論の起源とその展開過程を19世紀ドイツ自由主義国家論の系譜の中に位置づけることを目指した。すなわち、ギールケ国家論を成り立たせた条件とそれを失わせた条件を探る作業を通じて、三月前期からワイマール期にかけてのドイツ自由主義を歴史的に再評価するとともに、この成果をもとに、英仏の議会主義との対比でドイツ自由主義を否定的に評価する従来の支配的な研究視角を修正し、ドイツ自由主義の政治構想を新たな政治モデルの一つととらえて、主権の国民国家システムの問い直しを迫られている現代の国家論に対する含意を究明しようと考えた。

3. 研究の方法

本研究では、ドイツ国家学がドイツ国法学から派生したという事情を考慮し、政治思想史研究と法学研究の手法を併用することとした。というのも、彼らの国家論の帰結としての具体的な制度論は、法学の術語で展開されるため、制度論の分析においては法学的なアプローチが不可欠だからである。

(1) 平成 22 年度

比較的研究の蓄積がある三月革命期とワイマール期を中心に、ドイツにおける自由主義国家論に関する主要な文献を収集し、現在までの研究成果を整理した。

その上で、ギールケとプロイスの連邦国家論を、パウル・ラーバント(1838-1918)をはじめとする同時代の支配学説との対比において分析するとともに、プロイスの積極的な政治構想を究明した。

(2) 平成 23 年度

プロイスの重層的な政治秩序構想を、その師であるギールケの国家論との対比において究明する作業に注力するとともに、ギールケの国家論とその論敵であったラーバントの国家論について、両者の対立点とその論争過程を改めて整理した。

また、年度後半からは、フランクフルトのマックス・プランク研究所に本拠を置いて在外研究を行い、ミヒャエル・シュトライス教授をはじめとする研究所メンバーと積極的な意見交換を行うとともに、ベーゼラーやギールケ、プロイスを中心に書簡資料や政府文書の継続的な史料収集活動に従事した。

(3) 平成 24 年度

年度前半は、引き続きマックス・プランク

研究所に本拠を置き、史料収集活動を継続するとともに、収集した史料の分析に集中した。その結果、政治共同体としてのゲマインデおよび国家、帝国とそれ以外の団体との区別、およびゲマインデと国家の概念的区別をめぐるプロイスの主張をより精密に分析する必要を痛感するようになった。そこで、当初予定していたベーゼラーについては、ドイツ本国における研究状況の整理にとどめ、プロイス国家論の分析に主力を注ぐこととした。

以上の分析と併せて、プロイスによるワイマール憲法の直接公選大統領制構想を、彼の政治構想の中に位置づけて解明する作業にも従事し、プロイス国家論の実践上の有効性についても検討を深めた。

(4) 平成 25 年度

前年度までの研究の中で積み残しになっていた課題、すなわちプロイスの直接公選大統領制の思想的前提の 1 つである、彼の国際秩序観の妥当性を検証するため、プロイスによる国家の概念規定を究明した。

その上で、プロイセンの優位を事実上承認していたギールケの連邦国家構想と、プロイセン分割を目指すプロイスの連邦国家構想の共通点と相違点を明確に示し、両者の国家論を同時代における内発的な政治秩序構想の試みとして比較・分析する作業に注力した。その際、可能な限り両者とベーゼラーとの関連にも注意を払い、ギールケ国家論を成り立たせた条件とそれを失わせた条件を探るとともに、「主権」を国家のメルクマールとして自明視すべきではないことを説く三者の国家論に内在する強みと脆弱性を吟味し、主権的国民国家に代わる新たな政治共同体を構想するための視座を構築することを目指した。

4. 研究成果

(1) プロイス国家論の再評価

ギールケが国家の概念規定に主権概念を導入したため、ベーゼラーから引き継いだ水平的な仲間団体論（ゲノッセンシャフト理論）の貫徹が阻まれる結果となったのに対して、プロイスは「領域高権」という概念を利用して国家と自治体の原理的区別に成功し、論理的にほぼ完璧に近い形でゲノッセンシャフト論を貫徹することに成功したと言い得ることを究明した。すなわち、プロイスの国家論がギールケの有機体的国家論の影響により混乱に陥ったとするカール・シュミットの評価は失当であり、むしろプロイスの国家論は、第二帝政期ドイツ自由主義の中核であったギールケ国家論の完成型として位置づけ可能であることを示した。

以上の研究成果は、「社会思想史学会第 38 回大会」や「慶應義塾大学大学院講演会」等

において報告するとともに、雑誌論文 2 編の公刊という形で取り纏めた。なお、このうちの雑誌論文 1 編は、「2013 年度政治思想学会研究奨励賞」を受賞した。

(2) ワイマール憲法の直接公選大統領制構想

プロイスがワイマール憲法に導入した直接公選大統領制は、上記の理論的成果に基づくものであり、第二帝政末期に彼が呈示した、帝国議会と融和的な「帝国機関としての皇帝」の代用と位置づけられることを論証した。

以上の研究成果は、「政治思想学会第 18 回大会」等において報告するとともに、雑誌論文の公刊という形で取り纏めた。

(3) 「主権なき国家論」への視座

主権を国家のメルクマールとして自明視すべきではないことを説く三者の国家論、とりわけ最も完成度が高く、かつ最も主権概念に敵対的なプロイスの政治秩序構想の実践上の妥当性を検討するため、プロイスがワイマール憲法の制定過程において果たした役割について、直接公選大統領制構想を中心に分析した。その結果、この構想は 1917 年のビスマルク憲法改正案にその淵源を求めることができ、プロイセン解体等の他の構想が大きな変更を余儀なくされる中、この構想はほぼ原案どおり維持されたことを解明した。しかし同時に、プロイスの直接公選大統領制構想は、行政府と立法府の不均衡という問題を遂に解決できなかったことも確認した。

以上の研究成果は、2013 年 12 月の北海道大学ドイツ史研究会で報告するとともに、共著図書に掲載予定の論文として取り纏めた（現状では、書名および刊行年は未定）。

ただし、プロイスの「主権なき国家論」の射程とそれが現代の国家論に対して持つ含意をより深く究明するためには、ワイマール憲法のその他の制度構想を含めた包括的な分析等、主権概念を放棄したプロイスの政治秩序構想の妥当性を、当時の歴史的文脈の中で冷静に跡づけ、彼が直面した問題とそれに対する具体的な対応を丁寧に吟味する作業が不可欠となる。この点の究明を今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 5 件)

遠藤泰弘、「近代国家とは何か - 近代ドイツ公法学の国家論」、『ジュリスト』1422 号、P.14-20、2011 年、査読有

遠藤泰弘、「帝国・国家・ゲマインデ：フーゴー・プロイスの政治構想」、『松山大学

論集』24巻1号、P.123-143、2012年、査読無

遠藤泰弘、「フーゲー・プロイスとドイツ革命」、『政治思想研究』12号、P.87-113、2012年、査読有

遠藤泰弘、「書評：ヨハネス・アルトジウス - 自然法的国家論の展開及び法体系学説史研究 - 」、『社会思想史研究』36号、P.182-186、2012年、査読無

遠藤泰弘、「フーゲー・プロイスの国際秩序観：直接公選大統領制構想の思想的前提」、『政治思想研究』14号、P.324-355、2014年、査読有

〔政治思想学会研究奨励賞受賞〕

〔学会発表〕(計8件)

遠藤泰弘、「第二帝政期ドイツの連邦国家論 - ラーバント、ギールケ、プロイス - 」、『法制史学会近畿部会第412回例会、京都大学、2010年6月26日

遠藤泰弘、「帝国・国家・ゲマインデ：フーゲー・プロイスの政治構想」、『ドイツ史研究会、東京大学、2011年2月19日

遠藤泰弘、「フーゲー・プロイスとドイツ革命」、『政治思想学会、姫路獨協大学、2011年5月28日

遠藤泰弘「ヴァイマル憲法制定の審議過程におけるフーゲー・プロイス」、『ドイツ史研究会、北海道大学、2012年10月20日

遠藤泰弘(コメンテーター)、「18・9世紀ドイツの社会経済思想 - 19世紀ドイツにおける国家・社会・労働」、『社会思想史学会、一橋大学、2012年10月27日

遠藤泰弘「フーゲー・プロイスの国際秩序観：直接公選大統領制構想の思想的前提」、『社会思想史学会 第38回大会、関西学院大学、2013年10月27日

遠藤泰弘、「フーゲー・プロイスの国際秩序観：直接公選大統領制構想の思想的前提」、『慶應義塾大学大学院講演会、慶應義塾大学三田キャンパス、2013年11月7日

遠藤泰弘、「フーゲー・プロイスの政治構想 - 直接公選大統領制をめぐって」、『ドイツ史研究会、北海道大学、2013年12月7日

〔図書〕(計0件)

計画中のものが2件(書名・刊行年未定)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

遠藤泰弘 (ENDO, Yasuhiro)

松山大学・法学部・教授

研究者番号：30374177